

【新庁舎 15 階売店について】

令和8年度開庁予定の岡山市役所新庁舎の売店は、1階売店と15階売店のセットでの公募となる。いずれか一方のみを営業することはできない。



1. 15 階売店の提案の範囲

「15 階展望ラウンジと売店範囲イメージ図」の緑色で塗りつぶした範囲（約 70 m²）を最大の範囲とし、売店の提案をすること。範囲内であれば、売店の他にバックヤードや簡易な倉庫を設ける提案も可能である。

1 階売店同様、レイアウト決定後に岡山市と協議の上、事業者負担により建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める避難安全検証を行う必要がある可能性がある。

2. 15 階展望ラウンジについて

売店の周囲は展望ラウンジとなっており、市民や職員が自由に利用することができる。

売店で購入した食事をするだけでなく、持ち込んだ食事をとったり、ワークスペースとして利用されることも想定している。また、市民協働のイベントが開催されたり、夜間にケータリング等の持ち込み小宴会が開催されることも想定している。

3. 扉について

図中赤丸で囲っている扉は、売店や展望ラウンジにいる人たちの避難経路となるため、位置や大きさを変更することは出来ない。荷物や壁でふさぐことなく、常に通行できる状態としておく必要がある。

施錠することは可能だが、有事の際には誰でも内側からカギを開けられるようにしておく必要がある。